情報提供

那医発第498号
令和8年10月20日

施設長　各位

那覇市医師会
会　　長　玉井　修
担当理事　小禄　雅人

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「「医療情報化推進方針」の公布について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会　事務局：宮城・前泊　／電話 098－868－7579）

記

沖医発第 1118 号
令和8年10月19日

地区医師会情報システム担当理事　殿

沖縄県医師会
理事　富名腰　亮
（公印省略）

「医療情報化推進方針」の公布について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、日本医師会よりみだしの件について、別紙のとおり通知があります。
本件は、「医療法等の一部を改正する法律」により、支払基金における医療DX業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、厚生労働大臣により医療情報化推進方針が作成され、令和8年10月1日より施行されたことについての周知依頼となります。
本方針の対象期間は、令和8年10月1日から令和12年3月31日までとされており、ICT を活用した医療の質の向上、安全性の確保、業務の効率化を進めるための基本的な考え方や取り組みの方向性を示し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国保連合会その他関係者が取り組むべき事項や基本的な方向についてまとめたものとなります。
本方針を進めるにあたり、日本医師会としては、国策として進める以上、国が責任を持って医療 DX の環境を整備すべきであること、また現場のシステム導入や維持、それに伴い必要となるセキュリティ対策にかかる費用は、本来、国が全額負担するべきものとの考えを示しており、引き続き政府への要望を続けていくとのことです。
詳細につきましては、別添資料をご確認ください。
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

●「医療情報化推進方針」の公布について
（令和8年10月14日 日医発第1393号（情シ））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：宮良
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

受付
'R08.10.15
沖縄県医師会

2

日医発第 1393 号（情シ）
令和 8 年 10 月 14 日

都道府県医師会　担当理事　殿

公益社団法人　日本医師会
常任理事　長島　公之
（公印省略）

「医療情報化推進方針」の公布について

平素より本会会務の運営に特段のご理解･ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

「医療法等の一部を改正する法律」により、支払基金における医療 DX 業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、今般、厚生労働大臣により医療情報化推進方針（令和 8 年厚生労働省告示第 370 号）が作成され、10 月 1 日に施行されましたので周知依頼がまいりました。

本方針は、ICT（情報通信技術）を活用して、医療の質の向上、安全性の確保、業務の効率化を進めるための基本的な考え方や取り組みの方向性を示したものとして、2026 年 10 月～2030 年 3 月までの期間で、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国保連合会その他関係者が取り組むべき事項や基本的な方向についてまとめたものになります。

電子カルテの普及、医療情報の標準化、オンライン資格確認や電子処方箋の活用、医療機関間での情報共有などを推進し、患者がより適切で継続的な医療を受けられる環境づくりを目指し、ビッグデータや AI の活用による診療支援、研究開発の促進、地域医療連携の強化などにも触れられています。これらを通じて、医療従事者の負担軽減と持続可能な医療提供体制の構築を図ることが目的とされています。

日本医師会の目指す医療 DX の目的は、国民・患者への安全・安心でより質の高い医療の提供と医療現場の負担軽減です。その推進にあたっては、スピード感は重要ですが、拙速に進めることで国民と医療現場に混乱・支障が生じさせてはいけません。

また、国策として進める以上、国が責任を持って医療 DX の環境を整備すべきであり、現場のシステム導入や維持、それに伴い必要となるセキュリティ対策にかかる費用は、本来、国が全額負担すべきものと考えております。

このような考えに基づき、医療 DX が国民・患者と医療現場に真に役立つものとなるよう、引き続き政府への要望を続けてまいります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】
・事務連絡：「医療情報化推進方針」の公布について

事　務　連　絡
令和８年９月30日

別記団体　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省医薬局医薬安全対策課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室
厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室
こども家庭庁成育局母子保健課

「医療情報化推進方針」の公布について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、市区町村長及び地方厚生（支）局長宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

（別記）
社会保険診療報酬支払基金
公益社団法人　日本医師会
公益社団法人　日本精神科病院協会
一般社団法人　日本精神科看護協会
一般社団法人　日本病院会
公益社団法人　全日本病院協会
一般社団法人　医療法人協会
一般社団法人　日本社会医療法人協議会
公益社団法人　全国自治体病院協議会
一般社団法人　全国医学部長病院長会議
一般社団法人　国立大学病院長会議
一般社団法人　日本私立医科大学協会
一般社団法人　全国公私病院連盟
社会福祉法人　恩賜財団済生会
公益社団法人　日本薬剤師会
一般社団法人　日本保険薬局協会
一般社団法人　日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人　日本薬局協励会
一般社団法人　日本病院薬剤師会
健康保険組合連合会
公益社団法人　日本助産師会
公益社団法人　国民健康保険中央会
公益社団法人　日本歯科医師会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
独立行政法人　国立病院機構
独立行政法人　労働者健康安全機構
独立行政法人　地域医療機能推進機構
国立研究開発法人　国立がん研究センター
国立研究開発法人　国立循環器病研究センター
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人　国立成育医療研究センター
国立研究開発法人　国立長寿医療研究センター
防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
全国知事会
全国都道府県議会議長会

全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会
都道府県後期高齢者医療広域連合
一般社団法人　保健医療福祉情報システム工業会
一般社団法人　日本医療機器産業連合会
公益社団法人　全国老人保健施設協会
一般社団法人　日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人　日本看護協会
公益財団法人　日本訪問看護財団
一般社団法人　全国訪問看護事業協会
一般社団法人　全国デイ・ケア協会
一般社団法人　日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人　日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人　日本言語聴覚士協会
一般社団法人　日本作業療法士協会
公益社団法人　日本理学療法士協会
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
一般社団法人 全国介護付きホーム協会
一般社団法人 高齢者住宅協会
特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会
一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
公益財団法人テクノエイド協会
一般社団法人日本介護支援専門員協会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
公益財団法人全国老人クラブ連合会
シルバーサービス振興会
日本在宅介護協会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
民間介護事業推進委員会
全国介護事業者連盟
特定非営利活動法人　全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

一般社団法人　全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会　地域福祉部（全国ホームヘルパー協議会事務局）
一般財団法人長寿社会開発センター（日本ホームヘルパー協会事務局）
公益社団法人日本介護福祉士会
日本介護ｸﾗﾌﾄﾕﾆｵﾝ(NCCU)
認知症介護研究・研修東京センター
認知症介護研究・研修大府センター
認知症介護研究・研修仙台センター
一般社団法人　日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）
公益社団法人　認知症の人と家族の会
一般社団法人　日本私立歯科大学協会
国公立大学歯学部長・附属病院長会議
認定 NPO 法人マギーズ東京
つながるひろがる子どもの救急
日本経済団体連合会
日本労働組合総連合会
全国健康保険協会
全国後期高齢者医療広域連合協議会
日本商工会議所社会保障専門委員会
NPO 法人高齢社会をよくする女性の会

別添

医政発0930第１号
健生発0930第１号
感発０９３０第７号
医薬発0930第１号
社援発0930第１号
障発０９３０第１号
老発０９３０第１号
保発０９３０第３号
政情発0930第１号
こ成母第９０１号

令和８年９月30日

都道府県知事
各市区町村長殿
地方厚生（支）局長

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
厚生労働省医薬局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
こども家庭庁成育局長
（公印省略）

「医療情報化推進方針」の公布について（通知）

医療情報化推進方針（令和８年厚生労働省告示第370号）について、別添のとおり本日公布し、令和８年10月１日より施行することとしております。

制定の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、十分御了知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

第１　制定の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第11条の２第１項の規定に基づき、地域

における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用の推進並びにその基盤の整備及び運営（以下「医療情報化推進」という。）に関する方針を定める。

第２　告示の概要

本方針の対象期間は令和８年10月１日から令和12年３月31日までの３年半とする。なお、主な事項は以下のとおりである。

第１　医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

第２　医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

第３　医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）第29条第１項に規定する中期計画の基本となるべき事項

第４　医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

第５　その他医療情報化推進に関し必要な事項

第３　根拠条項

法第11条の２第１項

第４　適用期日

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（令和８年10月１日）

○厚生労働省告示第三百七十号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条の二第一項の規定に基づき、医療情報化推進方針を次のように定め、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三十日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

医療情報化推進方針

目次

第１　医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

第２　医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

第３　医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第29条第１項に規定する中期計画の基本となるべき事項

第４　医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

第５　その他医療情報化推進に関し必要な事項

第１　医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

１　医療情報化推進の意義

⑴　医療情報化推進の政策的意義

「点で進んできたＤＸを、国がハブとなって線につなぎ、やがて面へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるＤＸ」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の５点を実現する。

①　医療等の現場におけるＤＸによる生産性向上やセキュリティ対策の徹底による「医療等サービスの安定的な提供」

②　全国的な医療等情報の共有体制の整備による「医療等サービスの質の向上と患者の利便性向上」

③　医療等情報の共有等による効率的なサービス提供とモダンな技術を活用したシステムへの刷新、データの分析などの医療費の適正化に資する取組等による「制度の持続可能性の確保と国民負担の軽減」

④　ＰＨＲ（Personal Health Record）の一元的な把握を可能とすることによる「個人の健康増進への寄与」

⑤　安全保障や危機管理の観点から自然災害や感染症危機に対応する「サービス提供体制の強靭化」

⑵　医療情報化推進によって目指す社会像

前記⑴の①から⑤までを実現することにより、「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

２　医療情報化推進の基本的な方向

⑴　ＤＸサービス利用のための基盤整備としてクラウドへの移行

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるＤＸ」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。

クラウドへの移行は、単なるインフラ更新ではなく、民間の主体的で多様な取組を生かしながら、データとサービスを横断的につなげ、日本全体で持続的に進化するＤＸを実現するための基盤づくりであるという認識に立ち、クラウドへの移行により以下の３点の実現を図る。

①　業務効率化・生産性向上

医療機関の情報システムのクラウド化により、AI-Readyなデータ環境を構築し、医療機関内で普及してきているＡＩを活用した業務効率化ツール等の導入を容易にすることにより、業務効率化や生産性向上を実現する。

②　セキュリティ対策

医療機関の情報システムをクラウド化することで、サーバ等の管理強化やサイバー攻撃に対する監視を効率的に実施することにより、サイバーセキュリティ対策を強化する。

③　データの共有

クラウド技術を活用した医療等情報のデータ連携基盤の構築により、他の医療機関等との情報共有の円滑化や、ＰＨＲの個人への還元を進めるとともに、創薬や医療デジタルサービスの開発等のためのデータの二次利用を促進する。

⑵　移行期間中における当面の取組

現状の医療機関の情報システムは、オンプレミス型が多く、また、データ・インターフェイスが標準化されておらず、これに伴う現地導入作業の煩雑さが普及のハードルとなっている。そのため、クラウド上の医療ＤＸサービスを全国に普及させていくに当たり、医療機関の情報システムについて、システム更新時に、医療ＤＸサービスと接続しやすいクラウドネイティブ型への刷新を促進していく。

全国の医療機関においてクラウドネイティブ型への刷新が完了するには、一定の期間を要することから、国が開発する標準型電子カルテ（導入版）や個別領域の閲覧入力サイト（予防接種サイト等）の活用等により、早期に医療ＤＸのメリットをできるだけ発現させる。

サイバーセキュリティ対策についても、当面の対策として、地域の拠点となる病院を対象に重点的に実施する。

⑶　全国医療等情報プラットフォームの構築

国全体で共有化・活用すべき医療等情報を連携する基盤として、全国医療等情報プラットフォームを構築し、医療機関・薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体等関係機関と連携するとともに、国民がそれらの情報をマイナポータル等で閲覧・活用できるようにする。この取組によって、ＤＸのメリットを具現化するものであるが、その検討・構築に当たっては、⑴及び⑵の医療機関の情報システムの基盤整備の取組と連動させて実施していくものとする。

全国医療等情報プラットフォームでの取組については、以下の点に留意して推進していく。

①　ＤＸサービスは複数あるが、これらを利用する主体は同一の医療機関等であり、複数のシステム改修やそれに伴う事務手続等を効率的・計画的に行えるよう、国のＤＸ担当部局間の連携を強化

②　標準仕様に準拠した電子カルテの認証制度を活用し、ベンダーに対して医療ＤＸ対応の早期のアプリケーション改修を要請

③　要件定義段階から、普及後に生じるメリットに見合う開発・運営コストに抑えられるかを十分に考慮して、導入の是非について検討

④　全国普及の進捗状況やＤＸ効果について、ダッシュボードにより進捗状況を見える化し、普及施策に資するとともに、国民の理解を醸成

⑷　本方針の対象期間及び目標

本方針の対象期間は2026年10月１日から2030年３月31日までの３年半とする。

2028年度までに、電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く。）について電子カルテ普及率100％を目指す。また、2030年末までに、以下を達成することを目指す。

①　必要な患者の医療情報の共有が可能な電子カルテの普及率約100％の達成

②　地域の拠点となる病院全てに対してセキュリティ点検、外部接続点の適正化等のサイバーセキュリティ対策を実施

③　大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）が提供される環境を整備

第２　医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

１　医療ＤＸサービス利用のための基盤整備

⑴　クラウドネイティブ型電子カルテの普及

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号。以下「令和７年医療法等一部改正法」という。）においては、「政府は、令和十二年十二月三十一日までに、電子カルテの普及率（電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう。）が約百パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。」と定められている。

この方針を踏まえ、電子処方箋管理サービスや電子カルテ情報共有サービス等の政府ＤＸサービスに接続すること等を要件とする標準仕様に即したクラウドネイティブ型電子カルテの認証制度を2026年度中に構築し、認証された電子カルテ製品の普及を促進する。また、並行して、標準型電子カルテ（導入版）について、2026年度中の完成を目指して開発を進めるとともに、医療機関による導入を促進し、政府ＤＸサービスへの円滑な接続を促していく。

歯科電子カルテについても、標準仕様の内容を今年度から検討し、2027年度中の策定を目指すとともに、認証制度の構築を進める。その後、歯科の標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテの普及を目指す。

⑵　大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の開発・普及支援

次世代病院情報システムへの刷新を見据え、大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の一体的・集中的な開発の支援や普及の支援を行う。また、前提として、電子カルテ・部門システムにおける標準コード・マスタ及び交換規約の整備（恒久的な管理体制の整備を含む。）並びにクラウド間連携を進めることにより、システム全体の効率性及び相互運用性の向上を図っていく。

また、⑴及びこれらの取組を講じつつ、クラウドネイティブ型製品が普及するまでの経過的な対応として、政府ＤＸサービスに対応する電子カルテ（オンプレミス型等）の普及に向けた取組を進める。具体的には、政府ＤＸサービスへの接続機能及びサイバーセキュリティ対策を標準として備え、ノンカスタマイズを前提とする「パッケージ版・電子カルテ製品」の普及等を推進する。

⑶　サイバーセキュリティ対策の強化

クラウド技術等の活用を通じたサイバーセキュリティの強化を行う。

システム刷新を図る間の当面の対策として、2030年度までに、地域の拠点となる病院を中心に、ネットワークの外部接続点の監視等による適正化の推進、多要素認証やシステム管理ツールの導入、人材の育成と有効活用を図る。

特に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和８年法律第38号）による改正後の経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）に基づき、施行時に各地方（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）につき少なくとも１病院を指定することを検討している基幹インフラ制度の対象となる病院については、指定後１年以内にセキュリティ対策状況の点検、ＢＣＰ対策を含む緊急的な対応及び致命的な脆弱性がないことの確認・対応を完了する。その他の特定機能病院についても、2028年度までに、セキュリティ対策状況の点検及びＢＣＰ対策を含む緊急的な対応を完了する。これらの病院について、2030年度までに外部接続点の適正化を実施する。

２　全国医療等情報プラットフォーム

⑴　医療情報基盤

①　マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進

医療機関等の受診に関してマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行した中で、医療ＤＸの基盤となるマイナ保険証の円滑な利用に向けた取組や、患者の利便性の向上に向けた取組を行っていく。

具体的には、オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局のほぼ全てでスマートフォンでの利用が可能となり、高齢者や障害者などにとっても更にマイナ保険証が利用しやすくなるよう、利便性が向上した第２世代の顔認証付きカードリーダーの導入を推進するほか、診察券やこども医療費等の医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化など、患者の年齢や属性によらずマイナ保険証を利用しやすい環境の整備に向けた取組を進めていく。その上で、医療ＤＸの更なる推進の観点から、医療機関等のコストや事務効率も踏まえ、医療機関等・患者双方にとってより負担の少ないマイナ保険証及びオンライン資格確認の利用環境の実現に向けて取り組んでいく。

②　レセプト情報・特定健診情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

医療機関等では、マイナ保険証を利用した本人確認及び閲覧同意により、医療機関等においてオンライン資格確認等システムを通じてレセプト情報に基づく診療情報等を確認できる仕組みが整備されている（特定健診情報は2021年１月、薬剤情報は2021年10月、診療情報は2022年６月、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤情報は2023年１月、手術情報は2023年５月から閲覧可能。）。既存の電子カルテ等では多くの製品で当該仕組みが実装可能な状態となっているが、いまだ情報を利活用できていない医療機関も存在する。当該仕組みの有用性を拡充するために、情報連携項目の追加、医療情報のサマリー表示機能の追加等の機能拡充等に取り組む。

③　診療報酬改定ＤＸの推進

医科・ＤＰＣ向け共通算定モジュールについては、会計の都度、診療報酬点数及び患者負担金について計算した結果を蓄積し、その結果を活用して、月々のレセプトの作成・請求事務を支援する「請求支援機能」を2028年度から運用開始するために必要な開発を進めるとともに、共通算定モジュールと連携したレセプトコンピュータの運用状況の把握や、利用による効果の検証を継続的に行う。あわせて、2028年度に運用開始を目指している労災版共通算定モジュールとの連携を開始して医療機関等の負担軽減を図りつつ、これらを契機に共通算定モジュールの普及を促進する。

また、標準仕様に準拠した電子カルテの普及と連携して、共通算定モジュールとの接続等を要件とする標準仕様に準拠したクラウド型レセプトコンピュータの導入・移行を促進する。

さらに、データ互換性の向上に資するデータ規格の標準化等の取組を推進する。

これらの施策の推進に当たっては、医療機関等における総合的な負担軽減に資する観点から、業務効率化等の取組とも連携しつつ進める。

これらの取組を一体的に進めつつ、地方自治体が実施する医療費等助成事業の受給資格情報を活用して患者負担金を正確に計算できるよう、共通算定モジュールとＰＭＨ（Public Medical Hub）との連携を図り、こうした基盤の活用等を通じて自治体の取組を支援しつつ、当該事業の都道府県を跨いだ現物給付化等を推進する。

④　電子処方箋の普及と利活用等の推進

電子処方箋については、保険制度下における処方箋について、概ね全ての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、電子カルテ・電子カルテ情報共有サービスと一体的な導入を進め、患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する全ての医療機関への導入を進める。あわせて、医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を構築するとともに、国民に安全な医療を提供できるよう、医療現場における電子処方箋システムの重複投薬等チェックを用いた処方・調剤の実施の運用を基本とする。その上で、電子処方箋の利活用促進を図るため、国民及び医療従事者向けにメリットや臨床活用事例等について周知広報を行い、国民理解を醸成する。さらに、国民及び医療従事者の利便性向上、医療現場の業務効率化等ＵＸ向上に資するよう、電子処方箋の不断の運用の改善を行う。また、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局における利活用状況や効果等の調査・分析を行う。

⑤　電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張

令和７年医療法等一部改正法により、医療機関は、患者の同意によらず、電子診療録等情報を電子カルテ情報共有サービスを介して他の医療機関、薬局、保険者及び患者との間で共有することが可能となった。

電子カルテ情報共有サービスについては、2026年度冬をめどに、臨床現場等で支障なく運用が可能な文書・情報から、全国で運用を開始することとしている。そのため、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「ＤＸ審査支払機構」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、モデル事業で検知した課題や有識者の意見等を踏まえて、課題解決を行いつつ現場運用に沿ったシステムの開発を行うとともに、電子処方箋との一体的な導入を進める。また、「医療ＤＸの推進に関する工程表」（2023年６月医療ＤＸ推進本部決定）を基本に、医療機関等の間における情報連携の動向を踏まえた上で、栄養管理に必要な情報など、共有する情報の拡大を進める。拡大する情報について具体的には、

・　介護・看護情報については、2026年度から介護事業所向けの診療情報提供書の開発及び実装を進め、2027年度以降に訪問看護指示書・計画書・報告書等について開発及び実装することを目指す。
・　歯科情報については、2026年度に電子カルテ等で作成された診療情報提供書等、歯科医療機関から電子的に共有する医療情報の内容について決定し、2029年度をめどに実装することを目指し検討を進める。
・　医療機関及び薬局の間で共有されるトレーシングレポート等について、電子カルテ情報共有サービスの基盤等を活用した仕組みで情報共有することを念頭に、電子カルテ情報共有サービスの普及も見据えた上で、2030年をめどに仕組みを実装することを目指し検討を進める。
・　2026年度にアドバンス・ケア・プランニング（ＡＣＰ）の記録として共有すべき項目について検討を行い、結論を得た上で、全国医療等情報プラットフォームでの情報共有を進めていく。
・　その他、共有することにより、医療の質の向上等につながる情報について、メリットやコスト等を勘案し必要な検討を進める。

⑥　救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

オンライン資格確認等システムでは、マイナ保険証を用いた本人確認及び本人の同意取得により、医療機関等で患者のレセプト情報に基づく診療情報等を閲覧できる医療情報閲覧機能があるが、患者の生命、身体の保護のために必要な場合においては、患者の同意取得が困難な場合においても、病院に限り医療情報が閲覧できる救急時医療情報閲覧の仕組みがある。2024年12月に運用を開始した当該機能が救急現場における利便性向上に資するよう、電子カルテ情報共有サービス開始に伴う傷病名等の臨床情報や電子処方箋管理サービスから得られる院内処方情報等の情報連携項目の追加、その他さらなる利便性向上、機能拡充等に取り組む。

⑦　救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築

これまで救急隊と医療機関間の救急患者の搬送調整においては、搬送先医療機関が決定するまで救急隊員が電話を繰り返し、その都度傷病者情報を説明する必要があり、現場滞在時間が延伸する一因となっていることが指摘されてきた。その対策として、プラットフォームを介することにより、救急隊と複数の医療機関が視覚的情報を含む傷病者情報を同時に共有し、搬送調整のための時間の短縮を図ることを可能とするため、2024年度には静岡県（静岡市及び湖西市）において令和５年度補正予算「救急医療情報連携プラットフォームモデル事業」を実施し、2025年度には新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型ＴＹＰＥＳ）を活用し「災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携」として、広島県において救急医療情報連携プラットフォームを試験的に構築し運用している。

2026年度には、マイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組）との情報連携も踏まえた、システム仕様書と要件定義書を作成し、2027年度には、全国展開に向けたシステム構築を行い、プレ運用を実施し、2028年度以降の全国展開を目指す。

⑧　次の感染症危機に備えた対応等

次の感染症危機に備え、医療機関における感染症の発生届等に係る入力業務の負担軽減を図るため、一部の感染症について、発生届をＤＸ審査支払機構又は連合会を経由する方法により届け出ることができる仕組みについて2027年度までに検討し、2028年度中に方針を決定する。

このほか、次の感染症危機への対応も見据え、患者の検査や検体に関する情報の収集や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による発生届を起点とする各種手続（入院勧告の書面通知等）等のデジタル化・簡素化を含む、今後の感染症対応に関する施策のデジタル化のあり方について、検討を進める。

また、次の感染症危機に備えた体制整備や収集した臨床情報及び検体の医薬品開発等への利活用を促進するため、2028年度中に各医療機関からの臨床情報を収集する中央データセンターの構築・電子カルテシステムとの連携に関する検討、対象感染症の拡大に向け検討を進める。

⑨　診断書等提出の電子化

国や自治体が実施する事業等に関する手続を行う際に、国や自治体等に提出する多様な診断書等について、医療機関から電磁的方法により発行し、かつ提出先まで電磁的方法により送達するための基礎となる汎用性の高い仕組みの構築について必要な検討等を行い、2030年度以降の運用開始を目指す。

⑩　ＨＰＫＩ等の暗号移行対応等

ＨＰＫＩ（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）及びオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局で使用される電子証明書に関し、現在使用している暗号化方式が、暗号技術検討会及び関連委員会（ＣＲＹＰＴＲＥＣ）の暗号強度要件に関する設定基準において定められたセキュリティ基準に2030年をもって適合しなくなるため、ＣＲＹＰＴＲＥＣのセキュリティ基準に適合する暗号化方式へ移行し、ＨＰＫＩ及び共通認証局の継続的な安定稼働に向けた対応を行う。その際、ＨＰＫＩについては、カード取得やリモート署名サービス利用に伴う費用が医療従事者や医療機関等の負担となり、普及への課題となっていることを踏まえ、移行に伴い過度な負担が生じないように配慮する。また、医療ＤＸの電子署名基盤となる医療等分野における電子署名基盤のあり方について、引き続き、検討を行う。

⑪　医薬品コードの整備

医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境の構築に当たっては、システムベンダーや医療機関・薬局のシステム担当者の負担を軽減するため、医薬品コードの整備等を進めるとともに、コードの早期付番を行う。さらに、2028年度をめどに医療用医薬品の流通分野のキーコード（ＧＳ１コード）とＹＪコードを含む公的なデータベースを公開し、維持管理する。

⑵　介護情報基盤

①　介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

利用者本人、自治体、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤の整備を進める。具体的には、2026年度から、介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応が完了した自治体から、順次、介護情報基盤の利用を開始し、2028年度をめどに全ての自治体で利用が開始されることを目指す。あわせて、医療情報基盤との情報連携など、介護情報基盤の機能の拡充に向けた検討を行う。

⑶　行政・自治体情報基盤

①　ＰＭＨ分野横断共通機能の運用

自治体や医療機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みであるＰＭＩＩの分野横断共通機能について、当該機能を利用する医療費助成のオンライン資格確認、予防接種事務のデジタル化、母子保健ＤＸ、自治体検診事務のデジタル化、介護情報基盤の整備等の取組を着実に実施できるよう、2027年度から、デジタル庁からＤＸ審査支払機構に適切にシステム移管し、ＤＸ審査支払機構において安定的な実施体制の下、管理・運用等を行う。

②　医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進

医療費助成のオンライン資格確認については、参加自治体を順次拡大し、2026年度中の全国規模での導入を目指すとともに、安定的な実施体制の下、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施できるよう、2027年度から、デジタル庁からＤＸ審査支払機構に適切にシステムを移管する。

また、2027年度以降も未導入の自治体や制度については、導入に向けた課題を整理しつつ、早期の導入を進めるとともに、医療機関等でのシステム改修を進め、全国どこでも、マイナンバーカード１枚で医療機関等を受診等できる環境整備を進める。

③　予防接種事務のデジタル化

予防接種に係る事務については、2026年６月から、デジタル化の基盤となる予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用を開始し、現在紙で行っている予診票の記入、勧奨通知・接種記録の送付等の各種事務をデジタル化し、自治体、医療機関及び住民の間で予防接種に関する情報を安全に交換できる仕組みを構築したところである。

安全なネットワーク環境において予防接種に関する情報を引き続き共有できるよう必要な検討を行いながら、2028年度をめどに進む自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国的な運用を開始する。

④　母子保健ＤＸの推進

母子保健ＤＸについては、2023年度より希望する自治体において、乳幼児健診等について、ＰＭＨを活用した実証事業を開始している。また、電子版母子健康手帳については2025年度にガイドラインを作成した。乳幼児健診等について、2026年度末から、特に集団健診を中心に、全国の自治体への展開を開始する。医療機関での妊婦健診については、医療機関への普及を推進するため、標準仕様に準拠した電子カルテ等との連携仕様を検討する。また、里帰り出産時において、償還払い等の煩雑な事務手続なく、自治体を越えて利用を可能とする集合契約・請求支払システムについて、2026年度にシステム要件定義を行い、2027年度以降に開発・運用等を進める。

⑤　自治体検診情報を共有する仕組みの構築

自治体検診情報の自治体と医療機関等との共有について、健康増進法（平成14年法律第103号）を改正し、自治体検診事務のデジタル化を進めている。2025年度より順次、希望する自治体において、がん検診（職域等がん検診情報の把握を含む。）、骨粗鬆症検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診について実証事業を実施している。これらの取組状況を踏まえ、システム改修を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、2029年度以降に全国展開を目指す。

⑥　生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進

生活保護制度の医療扶助について、医療機関・薬局及び福祉事務所の業務効率化、安全で質の高い医療の提供、医薬品の適正使用や適正受診等の推進に向け、給付手続のオンライン化を原則的な取扱いとするため、オンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書のオンライン化に向けた検討、各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けた運用・システムの改善を進める。

⑦　指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化

難病患者等の負担を軽減する観点から、難病・小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定申請手続において、自己情報取得ＡＰＩ等を活用したオンライン化について、2025年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、2026年度以降具体的な開発検討・実証を行い、全国規模での導入を目指す。

⑧　自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化

自立支援医療の支給認定申請等に係る手続のオンライン化については、「令和７年の地方からの提案等に関する対応方針」（2025年12月23日閣議決定）において、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、2026年中に結論を得ることとなっており、その結果も踏まえて、医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることを検討する。

⑨　難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化

難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化については、2026年に一部の自治体でＰＭＨによる実証事業を行い、その実証結果を踏まえて実現方式を検討し、全国的な導入に向けた準備を進める。

⑷　マイナポータル及びマイナポータルＡＰＩを活用した国民への医療等情報の還元

医療等情報を国民に還元し、個人の健康増進や国民の理解醸成を促進する観点から、引き続きマイナポータルを通じた情報提供の充実及び取得可能な情報を活用した事務手続の効率化を図る。

あわせて、全国医療等情報プラットフォームで利用可能となる情報の拡大を踏まえつつ、マイナポータルＡＰＩの活用による民間の健康管理アプリ等のサービスとの連携についても、引き続き積極的に拡充を進める。その際、医療等情報は特に機密性の高い個人情報であることを踏まえ、セキュリティ対策及び個人情報保護の徹底を前提としつつ、民間サービスの創意工夫を活かした健康増進の促進や国民の利便性向上の観点から、利用目的や活用範囲の拡大に向けて検討を進める。

３　医療等情報の二次利用

⑴　公的ＤＢにおける仮名化情報の利用・提供

厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的ＤＢ」という。）について、引き続き適切な運用を行うとともに、令和７年医療法等一部改正法に基づき、2028年12月までに関係規定（一部のデータベースに関する規定を除く。）を施行することにより、仮名化情報の利用・提供を可能とし、他のデータベースの仮名化情報や医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）第２条第４項に規定する仮名加工医療情報との連結解析等を可能とする。また、その際、個人情報の保護を適切に図るため、クラウドの情報連携基盤上で解析等を行い、データ自体を相手に提供しないことを基本とする等の管理・運用を行うこととする。

⑵　電子カルテ情報データベースの構築及び運用

電子カルテ情報共有サービスで共有される臨床情報を匿名化又は仮名化して提供する電子カルテ情報データベースについて、2028年度からの運用開始に向けて開発に取り組み、運用開始後は、行政機関、研究者や企業等による利用の促進を図る。

⑶　自治体検診情報の二次利用

自治体検診情報の二次利用のためのデータベースの構築や他の情報との連結解析を可能とすることを目指す。

⑷　公的ＤＢ等の情報連携基盤の構築及び利用促進

公的ＤＢ及び次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベース（以下「公的ＤＢ等」という。）に関し、行政機関、研究者や企業等がリモートアクセスし、一元的かつ安全に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤について、2028年度からの運用開始に向けて開発に取り組む。

また、それに併せて、利用申請の受付や申請に対する審査等を一元的に行う体制を整備することにより、公的ＤＢ等の利用の促進を図る。

⑸　次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進

公的ＤＢとともに、次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用を推進し、次世代医療基盤法の認定作成事業者、学会、医療機関、企業等が連携した効率的・効果的な医薬品・医療機器・ＡＩ開発等の環境整備に取り組む。

⑹　医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討

医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年６月13日閣議決定）等に基づき、内閣府の「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」において検討を行い、法改正を要する場合には2027年通常国会への法案提出を目指す。

⑺　保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供

公的ＤＢ間の連結精度向上のため、オンライン資格確認等システムを基盤として、被保険者番号の履歴情報を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供するための仕組み（履歴照会・回答システム）の安定的な運用を行う。

⑻　保険者による保健事業の推進支援

保険者による予防・健康づくりやデータヘルス計画の推進を支援するため、レセプト・健診情報等を活用した分析結果の提供や、保険者等の保健事業の実施・評価を支援する情報基盤の安定的な運用を行う。

第３　医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第29条第１項に規定する中期計画の基本となるべき事項

ＤＸ審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。その際、システムの開発・運用においては、関係機関と連携し、国民、医療機関・薬局、保険者等のシステムユーザーの満足度の向上、システムの導入・利用の拡大、開発・運用コストの効率化、開発期間の遵守・安定稼働等を目指していく。

１　中期計画の期間

中期計画の期間は2026年10月１日から2030年３月31日までとする。

2　中期計画の期間において特に取り組むべき事項

⑴　医療ＤＸサービス利用のための基盤整備

①　電子カルテの普及及び医療情報システムとの相互運用性の向上

電子カルテ等の普及を推進するとともに、医療ＤＸの推進及び医療情報の円滑な利活用を実現する観点から、医療情報システム等の相互運用性の向上に向け、クラウド環境を活用したシステム間連携の開発に取り組む。

⑵　全国医療等情報プラットフォーム

①　マイナ保険証の利用環境の整備

医療機関等において安定的にマイナ保険証を通じたオンライン資格確認が行われるよう、必要なシステム改修等を適切に実施するとともに、安定稼働のための必要な措置について検討する。また、マイナ保険証を基盤とした医療ＤＸの推進のため、医療機関等に対してマイナ保険証の利用環境の整備等について必要な支援等を実施するほか、オンライン資格確認等システムについて医療現場で適切に運用がなされるよう、照会等への対応を行う。さらに、医療機関等の直近の状況を踏まえた施策の検討に資するよう、医療機関等におけるマイナ保険証に関する情報の円滑な利活用を可能にするためのデータ基盤の構築に向けて取り組む。

②　レセプト情報・特定健診情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

国及び関係者と連携し、患者の医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化に係る業務を行う。

③　共通算定モジュール及び地単公費マスターの運用管理等

診療報酬改定ＤＸの推進に当たっては、医科・ＤＰＣ向け共通算定モジュールの安定的かつ確実な運用管理を担い、今後の診療報酬改定や制度改正の内容を迅速かつ正確に反映できる体制を維持する。

あわせて、追加実装を予定している請求支援機能の開発、労災版共通算定モジュールとの連携に向けた調整等を適切に実施する。

さらに、地方自治体が実施する医療費等助成事業の都道府県を跨ぐ現物給付化の円滑な実施及び更なる普及に資するよう、共通算定モジュールにて正確な計算を行うための、地単公費マスターの整備及び運用管理を適切に行う。

④　医療現場における電子処方箋等の利活用の推進

医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を構築し、国民及び医療従事者の利便性向上、医療現場の業務効率化等ＵＸ向上に資するよう、必要に応じて、電子処方箋管理サービスの改修を行うとともに、電子処方箋システムについて医療現場で適切に運用がなされるよう、医療情報化支援基金の交付や照会等の対応を滞りなく実施する。また、薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった電子処方箋を保管する事業について、薬局における利活用の推進を図る。

⑤　電子処方箋管理サービスによる効果分析

電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局における重複投薬等チェック実行件数・内容の結果、処方・調剤数の変化、薬剤の変更内容、当該変更に伴う効果等を分析する。

⑥　電子カルテ情報共有サービスのシステム開発、安定的な運用体制の構築

電子カルテ情報共有サービスの開発段階においては、国と協働し、全国での運用開始後においては、医療情報化支援基金の交付等を滞りなく実施し、医療機関の円滑なサービス導入支援を行うとともに、安定的な運用や、医療現場で適切に運用がなされるための照会等、運用開始後に検知した改修などに対応するための人員・設備等の体制の確保にも努めることとする。

また、共有する情報の拡大が決定した場合には、同様に対応することとする。

⑦　救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

国及び関係者と連携し、救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化に係る業務を行う。

⑧　電子カルテと感染症の発生届との連携

感染症の発生届をＤＸ審査支払機構又は連合会を経由する方法により届け出ることができる仕組みに関し、医療機関、感染症サーベイランスシステムそれぞれとの接続について、2028年度以降に実装する。

⑨　診断書等提出の電子化に係る検討

国その他の関係者との連携及び協力の下に、診断書等提出の電子化について検討し、2030年度以降に運用開始できるよう努める。

⑩　ＩＩＰＫＩ等の暗号移行対応等

国及び関係者と連携し、暗号移行対応に関し必要な対応を行う。また、国及び関係者からの要請に応じ、将来的な医療ＤＸ全体の電子署名基盤のあり方に向けた検討に係る業務を行う。

⑪　介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

国及び関係者と連携し、機能追加及び利便性向上を図る改修といった介護情報基盤の整備を進めるとともに、自治体、介護事業所及び医療機関の利用促進に向けた情報提供や技術的支援、照会への対応など、介護情報基盤の安定的な稼働に向けて必要な体制の構築等を行う。

⑫　ＰＭＨ分野横断共通機能の安定的な運用等

ＰＭＨ分野横断共通機能の安定的な実施体制の構築に向け、2027年度よりＤＸ審査支払機構において、ＰＭＩＩ分野横断共通機能に係るシステムの管理・運用等の業務を実施する。円滑な業務移行及び安定運用を図るため、デジタル庁、厚生労働省その他の関係団体と密に連携の上、対応する。

⑬　医療費助成のオンライン資格確認の安定的な運用等

医療費助成のオンライン資格確認の安定的な実施体制の構築に向け、2027年度よりＤＸ審査支払機構において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用及び自治体や医療機関等からの照会への対応等の業務を実施する。円滑な業務移行及び安定運用を図るため、デジタル庁、厚生労働省その他の関係団体と密に連携の上、対応する。

⑭　予防接種事務のデジタル化とその運営体制の構築等

国及び関係者と連携し、2026年６月に運用を開始した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの安定的な運用及び必要な追加開発を行う。また、全国的な運用に向けて、自治体・医療機関等に対する情報提供及び照会対応等の必要な対応を行うとともに、請求支払事務の円滑化等に向けた体制整備を行う。

⑮　母子保健ＤＸに係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、電子版母子健康手帳の普及を含めた母子保健ＤＸの全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。またＰＭＨ（母子保健）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑯　自治体検診情報の連携に係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、2029年度以降の自治体検診事務のデジタル化の全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。また、ＰＭＨ（自治体検診）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑰　医療扶助に係る各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善

生活保護制度の医療扶助について、厚生労働省におけるオンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書のオンライン化に向けた検討を踏まえ、各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善を進める。

⑶　医療等情報の二次利用

①　ＮＤＢにおける仮名化情報の利用・提供

現在、国から委託を受けて運用を行っているＮＤＢの業務に加え、令和７年医療法等一部改正法に基づく仮名化情報の利用・提供等について、個人情報の保護の観点も踏まえつつ、安定的な運用を実施する。

②　電子カルテ情報データベースの運用

国から委託を受けて運用を行う予定である電子カルテ情報データベースの運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用・保守に係る業務を行う。

③　公的ＤＢ等の情報連携基盤の運用等

公的ＤＢ等の情報連携基盤の運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用に係る業務を行うとともに、当該システムの利用を前提とした公的ＤＢ等の利用申請の受付や申請に対する審査等の一元的な実施に関し、国と連携して、その業務の一部を行う。

④　履歴照会・回答システムの運用

被保険者番号の履歴情報を活用し、公的ＤＢ間で正確な連結に必要な情報を提供する仕組みの安定的な運用を行う。

⑤　保険者のデータ利活用支援

国の委託を受けて行う健康スコアリングレポートの作成・提供やデータヘルス・ポータルサイトの運用及び保険者等からの照会対応を通じて、保険者による加入者の健康課題の把握や保健事業の推進を支援する。また、レセプト・健診情報等を活用した分析結果の提供や、保険者によるデータヘルス計画の実施・評価を支援するための情報基盤の安定的な運用を行う。

３　医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項

⑴　効率的・効果的な組織運営の推進

①　適切な業務執行体制の構築

医療ＤＸサービスを医療機関等に効率的・効果的に提供するため、医療情報化推進担当理事（ＣＩＯ）や国民健康保険関係者の参加の下、運営会議の議決等に基づき業務を執行するための体制を構築する。

②　システム間の整合性確保のための業務運営体制の整備

医療ＤＸ関連システムにおいて、システム間の整合性の確保を図るため、各システムの担当部署間の連携の強化など、適切な業務運営体制を整備する。

⑵　システムに係る調達の最適化

最適なクラウドサービスの利用選択、運用保守業務の効率化等を通じて、医療ＤＸサービスに係るシステム調達の最適化を図る。

⑶　ＡＩ等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

急速に進展するデジタル技術動向を踏まえ、ＡＩ等の先端技術の利活用について積極的に検討を行い、定型的業務の省力化やシステム開発・運用業務の高度化を通じて、医療ＤＸサービス全体の効率化及び高度化の両立を図る。

４　その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項

⑴　人材の育成及び確保

医療ＤＸサービスを担う人材の重要性を踏まえ、データ分析、ＩＴやＡＩ等の先端技術等に関する専門性を有する人材の育成及び確保を計画的に進めることにより、技術発展や環境変化に対応できる組織能力の維持・向上を図る。

⑵　情報セキュリティ対策及び個人情報保護

①　情報セキュリティ対策の徹底

医療ＤＸサービスにおいて取り扱う情報の重要性を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する取組を適切に実施する。

②　組織的な安全管理対策の推進

医療ＤＸサービスを安全に、かつ安心して提供できるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令や国のガイドライン等に即したリスク管理を行うなど、組織的に安全管理対策を推進する。

⑶　国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

①　国民への情報公開や情報発信

医療ＤＸサービスに関する国民の理解の醸成を図るため、サービスの趣旨、内容、取組状況等について、分かりやすい情報公開及び情報発信を行う。

②　医療機関・薬局や保険者等との情報共有

医療ＤＸサービスの円滑な提供に資する環境を整備するため、医療機関・薬局や保険者等との情報共有の充実を図る。

第４　医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

医療情報化推進は、医療等サービスの安定的な供給、サービスの質の向上、制度の持続可能性の確保等により、医療提供体制の確保や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に寄与するものである。このため、医療情報化推進に関して取り組むべき事項については、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の３第１項に規定する基本方針及び介護保険法（平成９年法律第123号）第116条第１項に規定する基本指針との整合性を確保しつつ、取り組むものとする。

第５　その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進に関して取り組むべき事項が確実に実施されるよう、取組の進捗状況を定期的に確認し、第１の１⑴の政策的意義に照らした政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩の状況等も踏まえつつ取組の充実・強化を図り、必要に応じて、本方針の対象期間中においても方針の見直しを検討する等のフォローアップを行う。

医療情報化推進方針及びDX審査支払機構の中期計画・年度計画

支払基金における医療DX業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、昨年成立した医療法等改正法により、厚生労働大臣は医療情報化推進方針を作成することとされている。
また、同改正法により、支払基金は本年10月にDX審査支払機構に改組され、中期計画及び年度計画を策定することとされている。なお、年度計画に関しては、厚生労働大臣の評価の対象となっている。

「医療情報化推進方針」
作成主体：厚生労働大臣
対象期間：３年以上、６年以内
方針内容：医療情報化推進の意義及び基本的な方向
国、DX審査支払機構、国保連その他関係者の取組
機構が作成する中期計画の基本事項　　等

「中期計画」
作成主体：DX審査支払機構
対象期間：期間の定めなし（※推進方針に合わせる予定）
計画趣旨：上記方針に基づき、医療情報化推進業務の運営その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画
計画内容：医療情報化推進のための達成目標
目標を達成するために取り組むべき措置

「年度計画」
作成主体：DX審査支払機構
対象期間：１年間（１事業年度）
計画趣旨：中期計画に基づき、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画

【厚生労働大臣による評価】

機構は、毎事業年度の終了後、厚生労働大臣の評価を受けることとされている。（機構法31条）

（評価の仕組み）

○　機構は、各事業年度の終了後３月以内に、厚生労働大臣に対して、業務の実績や自己評価結果を明らかにした**報告書を提出・公表**。

○　厚生労働大臣は、**総合的な評定を付して評価**。

○　評価を実施後、**機構に評価結果を通知・公表**。

○　機構は、評価結果を**中期計画・年度計画や業務運営の改善に適切に反映**。また、反映状況を公表。

○　厚生労働大臣は、評価結果に基づき、必要があると認めるときは、機構に対し、**業務運営の改善その他の必要な措置を講ずるよう命令が可能**。

医療情報化推進方針　概要

1. 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

医療情報化推進の意義

「点で進んできたDXを、国がハブとなって“線”につなぎ、やがて“面”へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるDX」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の5点を実現する。

1. 医療等の現場におけるDXによる生産性向上やセキュリティ対策の徹底による **医療等サービスの安定的な提供**
2. 全国的な医療等情報の共有体制の整備による **医療等サービスの質の向上と患者の利便性向上**
3. 医療等情報の共有等による効率的なサービス提供とモダンな技術を活用したシステムへの刷新、医療費適正化に資する取組等による **制度の持続可能性の確保と国民負担の軽減**
4. PHRの一元的な把握を可能とすることによる **個人の健康増進への寄与**
5. 安全保障や危機管理の観点から自然災害や感染症危機に対応する **サービス提供体制の強靭化**

「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

医療情報化推進の基本的な方向

クラウド移行で3つを実現

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるDX」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。

業務効率化・生産性向上

医療情報システムのクラウド化により、AIを活用した業務効率化ツール等の導入を容易にし、業務効率化と生産性向上を実現

セキュリティ対策

クラウド化によりセキュリティ監視を強化し、サイバー攻撃への対応力を向上

データの共有

データ連携基盤の構築により、医療機関等との情報共有の円滑化、PHRの個人への還元、データの二次利用を促進

全国医療等情報プラットフォームの構築

医療機関や薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体などが医療等情報を共有できるようにするとともに、国民もマイナポータル等で情報を閲覧・活用できる環境を実現する。

構築に当たっては、以下の点に留意して推進していく。

- ✓ DXサービス利用を効率的・計画的に行うための部局間連携の強化
- ✓ 電子カルテの認証制度活用によるベンダーへの改修要請
- ✓ 費用対効果を踏まえたシステムの導入判断
- ✓ ダッシュボードによる進捗・効果の見える化、国民の理解醸成

対象期間

2026年10月1日～2030年3月31日

※医療計画や介護保険事業計画のスケジュールを踏まえ、第1期は3年半、その後当面は3年ごととする予定。

目標

（2028年度までに）

電子カルテ普及率100%

200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く）の電子カルテ

（2030年末までに）

電子カルテ普及率約100%

必要な患者の医療情報共有が可能な電子カルテ

サイバーセキュリティ対策100%

地域の拠点となる病院の対策100%実施

クラウドネイティブ型の環境整備

大病院向けのクラウドネイティブ型製品の提供

医療情報化推進方針　概要

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備

（1）クラウドネイティブ型電子カルテの普及
（2）大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発・普及支援
（3）サイバーセキュリティ対策の強化

2. 全国医療等情報プラットフォーム

（1）医療情報基盤
① マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進
② レセプト情報・特定健診情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
③ 診療報酬改定DXの推進
④ 電子処方箋の普及と利活用等の推進
⑤ 電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張
⑥ 救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
⑦ 救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築
⑧ 次の感染症危機に備えた対応等
⑨ 診断書等提出の電子化
⑩ HPKI等の暗号移行対応等
⑪ 医薬品コードの整備

（2）介護情報基盤
① 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

2. 医療情報化推進に関し、国並びにDX審査支払機構及び国保連合会その他関係者が取り組むべき事項

（3）行政・自治体情報基盤
① PMH分野横断共通機能の運用
② 医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進
③ 予防接種事務のデジタル化
④ 母子保健DXの推進
⑤ 自治体検診情報を共有する仕組みの構築
⑥ 生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進
⑦ 指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化
⑧ 自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化
⑨ 難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化

（4）マイナポータル及びマイナポータルAPIを活用した国民への医療等情報の還元
① 国民への医療等情報の還元

3. 医療等情報の二次利用

（1）公的DBにおける仮名化情報の利用・提供
（2）電子カルテ情報データベースの構築及び運用
（3）自治体検診情報の二次利用
（4）公的DB等の情報連携基盤の構築及び利用促進
（5）次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進
（6）医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討
（7）保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供
（8）保険者による保健事業の推進支援

3. DX審査支払機構における中期計画

DX審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。

中期計画の期間：2026年10月1日～2030年3月31日

計画期間中の重点取組事項
1. 医療DXサービス利用のための基盤整備
2. 全国医療等情報プラットフォーム
3. 医療等情報の二次利用

上記2.のうちDX審査支払機構において特に取り組むべき事項

医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項
- ✓ 効率的・効果的な組織運営の推進
- ✓ システムに係る調達の最適化
- ✓ AI等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項
- ✓ 人材の育成及び確保
- ✓ 情報セキュリティ対策及び個人情報保護
- ✓ 国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

4. 医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性確保

医療情報化推進は、医療・介護サービスの安定供給や質の向上、制度の持続可能性確保等により、医療提供体制の確保や介護保険給付の円滑な実施に寄与するため、医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性を確保しながら推進する。

5. その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進の取組が確実に進むよう進捗を定期的に確認し、政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩を踏まえて取組の強化や方針の見直しのフォローアップを行う。

医療情報化推進方針(第1期:2026年10月～2030年3月)に基づき予定している主な取組



2029年度

- 【データ共有】 電子カルテ情報共有サービスで共有する情報を「歯科情報」に拡大
- 【自治体】 自治体検診情報を共有する仕組みについて全国展開 (※2029年度以降)

2028年度

- 【セキュリティ】 基幹インフラ制度の対象となる病院(特定機能病院を念頭)について、セキュリティ対策状況の点検等の対応を完了
- 【データ共有】 救急隊と医療機関が傷病者情報を共有するための「救急医療情報連携プラットフォーム」の全国展開 (※2028年度以降)
- 【医療】 200床以上の病院(療養病床等が中心の病院を除く)の電子カルテ普及率約100%
- 【医療】 医科・DPC向け共通算定モジュールのレセプト作成・請求事務を支援する機能や労災版モジュールを運用開始
- 【医療】 医療用医薬品の流通分野のキーコード(GS1コード)とYJコードを含む公的なデータベースの公開
- 【介護】 介護情報基盤について、全ての自治体で利用を開始(※2028年度を目処に目指す)
- 【二次利用】 公的データベースにおける仮名化情報や情報連携基盤の利用・提供の開始
- 【二次利用】 電子カルテ情報データベースの運用開始

2027年度

- 【電子カルテ】 電子カルテ情報共有サービス等に対応する認証クラウドネイティブ型電子カルテの普及開始
- 【電子カルテ】 標準型電子カルテ(導入版)の医療機関による導入を開始
- 【セキュリティ】 基幹インフラ制度の対象となる病院(特定機能病院を念頭)について、セキュリティ対策状況の点検等の対応を開始
- 【データ共有】 電子カルテ情報共有サービスで共有する情報を「訪問看護指示書・計画書・報告書等」に拡大

2026年度

- 【データ共有】 電子カルテ情報共有サービスについて、冬を目途に全国での運用開始
- 【医療】 医療費助成のオンライン資格確認について、全国規模での導入
- 【介護】 介護情報基盤について、介護保険システムの標準化対応が完了した自治体から、順次、利用を開始
- 【自治体】 予防接種事務について、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの運用を開始し、デジタル化を順次開始
- 【自治体】 乳幼児健診等(特に集団健診)について、母子保健DXを環境が整った自治体から順次開始